



【お問い合わせ】  
岩室村福祉保健課 介護福祉係 ☎ 82-5725

### 介護保険料は必ず納めましょう

災害などの特別な事情で保険料が納められなくなったときは、徴収猶予や減額・免除を受けることができますが、特別な事情がないのに保険料を滞納していると介護サービスにかかった費用の全額をいったん自己負担しなければならなかったり、利用者の負担割合が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービスが受けられなかったりします。

介護保険は、助け合い、支えあいの仕組みです。介護保険料が増えたことにより、大変かと思いますが、必ず納めましょう。

### 社会福祉法人による利用者負担の軽減制度

この制度は、介護サービスの提供を行う社会福祉法人等が、対象サービスの利用料を2分の1に減らすことにより、とくに生計が困難な人（その世帯全員が村民税非課税で、介護認定者の収入金額が年42万円以下である人をいいます。）に対して経済的支援を行うことを目的としています。利用者負担額の軽減を受けられるところは、岩室村デイサービスセンターなどで行っていますが、詳しくは担当にお尋ねください。

### 食事の標準負担額の軽減制度

介護保険施設に入所すると、食事の標準負担額（1日780円）を負担していただきますが、世帯全員が市町村村民税非課税の場合、申請をすれば食事標準負担額の軽減を受けることができます。詳しくは担当にお尋ねください。

### 介護サービスをうける心構え

1. 介護サービスなどの疑問や、不明な点は、遠慮しないで早めに説明してもらいましょう。
2. 介護サービスのキャンセルは、事業者も困りますので、できるだけ早く連絡しましょう。
3. サービス事業者や、担当者に不満があるときは変えてもらうこともできます。事業所の責任者やケアマネージャーに遠慮なく相談しましょう。



# 100歳、おめでとございます

**上寿**  
田中善明さん  
(間瀬4区)

先月16日、田中善明さんの100歳のお祝いをしようと、巻健康福祉事務所の藤田所長と坂爪村長が入院先の「にいがた園」を訪れ、内閣総理大臣や新潟県知事、岩室村から送られたお祝い状と記念品を手渡しました。

田中さんは1903(明治36)年10月8日生まれ。食べ物は好き嫌いがなく、特に豆類が好物だとか。5年くらい前までは屋根に登って作業をしたり、風呂に使う薪を自分で割ったりしていました。昨年、体調を崩すまでは昔から好きな俳句を作り、ノートに書き留め、たまに投稿したりもしていた田中さん。お祝い状とともに、坂爪村長が「これからも元気で長生きしてください」と言葉をかけると、「本日は公務ご多忙中のところ、わざわざ私のためにお越しいただいて感謝申し上げます。ありがとうございました。」とお礼の言葉を述べられました。



▲坂爪村長から、お祝い状を受け取る田中さん

### 新しく90歳を迎えられた34名の方々

#### 卒寿

金池 平木タケ 石瀬 鈴木ムツ、木村喜三郎  
岩室 本多キクノ、後藤タキ  
榎曾 寺澤シゲ 栄 青柳ヨシ  
橋本 鈴木スイ、後藤長市 久保田 有坂レイ  
北野 山岸タセ 夏井 阿部リカ、稲垣ヨセ  
遠藤カク、大治チヨノ 西中 森口ミツ  
白鳥 堀越ミト、堀越志男  
横曾根 富澤ハツ  
間瀬1区 阿部ナカ、阿部佐之吉、柏木ナヨ  
間瀬2区 幸村喜平 間瀬3区 幸村テツ  
間瀬4区 阿部スガ  
和納1区 星野ミナ、川上正平  
和納3区 棚橋松枝、山田ノセ  
和納8区 佐藤祐次郎 和納12区 若塚ノセ  
原 大岩シゲ 津雲田 皆川藤吉

(順不同・敬称略)

### 70歳未満の場合

	負担割合	自己負担限度額		合算対象
		3回目まで	4回目以降	
一般	3割	72,300円 + (医療費-241,000円)×1%	40,200円	自己負担額 21,000円以上
上位所得者 ※1	3歳未満	139,800円 + (医療費-466,000円)×1%	77,700円	
住民税 非課税世帯	は2割	35,400円	24,600円	

※1 基礎控除後の年間所得額が670万円を超える世帯

### 70歳以上の場合 (昭和7年10月1日以降に生れた方)

70歳以上の人は、まず個人ごとに外来の限度額Aを適用後、入院がある場合は入院分を加え、世帯内で合計して、限度額Bを適用します。(昭和7年9月30日以前に生れた方は、老人保健制度で医療費が払い戻されます。)

	負担割合	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)A	外来+入院(世帯単位)B
一般	1割	12,000円	40,200円
一定以上所得者 ※2	2割	40,200円	72,300円+(医療費-361,500円)×1% 4回目以降 40,200円
住民税非課税Ⅱ ※3	1割	8,000円	24,600円
住民税非課税Ⅰ ※4	1割	8,000円	15,000円

※2 課税所得が年124万円以上の人がある世帯。ただし、夫婦2人世帯などで年収が637万円未満、単身世帯で450万円未満の人は、申請により「一般」世帯となります。

※3 住民税が非課税の世帯

※4 住民税が非課税で、所得がゼロの世帯(例 単身世帯で年金が約65万円以下。)

### 70歳未満と70歳以上(老人保健適用者は除く)が同じ世帯の場合

- まず70歳以上の方の高額療養費を算出します。
- 次に70歳以上に適用された「自己負担限度額」を70歳未満の方の自己負担額に加えて、70歳未満の計算方法で高額療養費を算出します。
- IとIIの合計がこの世帯の総支給額となります。

### 高額療養費の手続き

～高額療養費は申請により支給されます。～

- 申請方法 役場に用意してある支給申請書に必要事項を記入して市区町村の住民課に提出  
必要なもの：申請書(役場にあります)医療機関の領収書、保険証、印鑑、銀行口座の番号(療養費をお返しする口座)
- 支給される時期 受診した月から約2～3か月後
- 申請の時効 受診月の翌月から2年

#### 特定の疾病の場合

下記の疾病は、毎月の自己負担額が年齢にかかわらず10,000円までとなります。

- ①血友病
- ②人工透析が必要な慢性腎不全
- ③血液製剤に起因するHIV感染症

※申請書に当該疾病についての医師の証明を受け、住民課に提出して「特定疾病療養受領書」の交付を受けてください。診療時、病院の窓口を受領証を提出します。

### 高額療養費制度と自己負担限度額

医療費の自己負担額が高額になった場合、申請をして認められれば、限度額を超えた分が高額療養費として、国保から払い戻されます。この限度額は医療を受けた方の年齢・世帯の所得・かかった医療費などにより異なります。

# 医療費が高額になったとき

# 国民健康保険からのお知らせ



高額療養費に関する  
お問い合わせは

住民課 国保・老保係

☎ 82-5712  
(直通)